

第1章 景観計画の目的

1 景観計画とは

「景観計画」とは、「景観法」（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

「景観」は、山・海・川などの自然、歴史や文化・伝統行事、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこに住む人々の暮らしや経済活動などでつくられます。

また、美しい景観は、地域の魅力を高め、そこに生活する人や訪れる人の心を豊かにしてくれるとともに、郷土に対する愛着と誇りを育みます。

「竹原市景観計画」は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の将来像や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の保全・活用事項、実現に向けた取組等を示す、景観に関する市民、事業者、行政等の指針となるものです。

2 景観計画策定の背景・目的

竹原市は、瀬戸内海と緑の山々に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地等の都市的景観など、多彩な景観を有しています。

景観に対する人々の意識が高まる中、全国的にも景観への取組が進められており、本市においても、地域固有の自然や風土、歴史に育まれた美しい景観を守り、育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、地域の魅力や価値の向上等につなげていくことが求められています。

また、これら古くから引き継がれ、築きあげられてきた竹原の優れた景観は、市民共有の財産・資産として、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、本市では、自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。



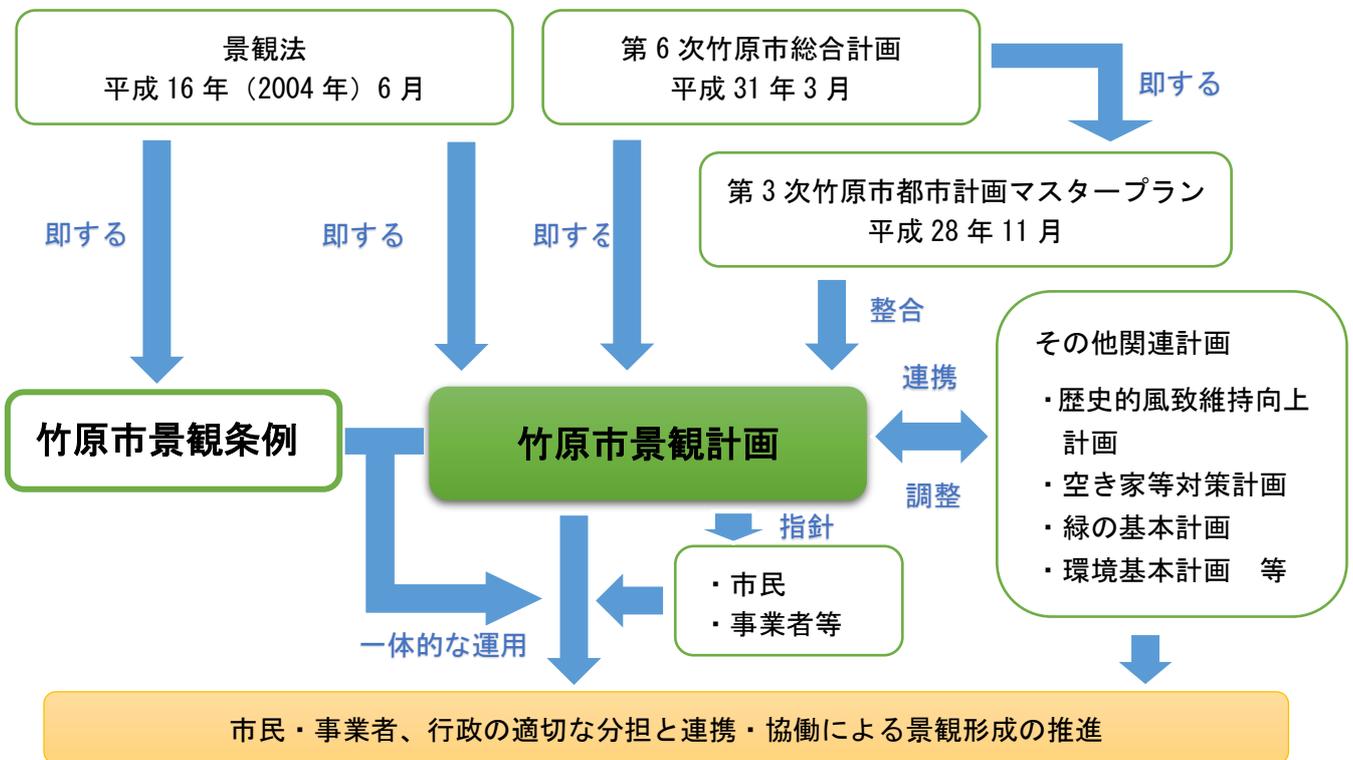
3 景観計画の位置づけ

「竹原市景観計画」は、「竹原市総合計画」や「竹原市都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、本市の景観の特性や課題に応じた良好な景観形成に向けた方針や基準等を定める「景観部門のマスタープラン」として、市民アンケート結果や景観づくり勉強会での市民意見、景観計画策定委員会での審議結果等を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本市の良好な景観形成を進めるための景観的な配慮を、他の行政分野が進める施策や事業、市民・事業者等が行う土地利用や建築行為等に求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準はこれらの機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との連携や事業等との調整のもと、取組を進めることとなります。



4 景観計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりです。

| | |
|----------------|--|
| 第1章 景観計画の目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1 景観計画とは 2 景観計画策定の背景・目的 3 景観計画の位置づけ 4 景観計画の構成 |
|----------------|--|



| | |
|-----------------|--|
| 第2章 竹原市の景観特性 | <ol style="list-style-type: none"> 1 景観を構成する要素 2 景観の形状 3 自然的景観の特性 4 歴史・文化的景観の特性 5 都市的景観の特性 6 市民の考える竹原らしい景観 7 景観形成に関する課題 |
|-----------------|--|



| | |
|---------------------|--|
| 第3章 竹原市が目指す景観づくり | <ol style="list-style-type: none"> 1 景観形成の将来像・基本方針 <u>景観形成の将来像</u> 「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」 <u>景観形成の基本方針</u> ○誇りある景観を 「まもる（保全・維持）」 ○魅力ある景観を 「みがく（創出・向上）」 ○愛着ある景観を 「ととのえる（改善・配慮）」 ○一人ひとりの力を 「つなぐ（協働）」 2 景観計画区域とゾーニング 3 ゾーン別の景観形成の方針 4 重点地区の景観づくり |
|---------------------|--|

将来
都市像

元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。

第6次竹原市総合計画



| | |
|---|--|
| 第4章 良好な景観形成のための行為の制限 | 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・ 景観重要公共施設 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 景観法に基づく届出 2 景観形成基準 3 色彩基準 4 屋外広告物の表示及び設置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方 2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法 3 指定後の管理について 4 景観重要公共施設の指定の考え方 5 景観重要建造物 6 景観重要樹木 7 景観重要公共施設 |



| | |
|-------------------|--|
| 第6章 景観まちづくりの推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1 計画実現に向けた役割 2 良好な景観形成の実現に向けて |
|-------------------|--|